

報告第17号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

専決処分第12号

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年11月19日

幕別町長 飯田 晴義

損害賠償の額の決定及び和解について

幕別町は、次により損害を賠償し、和解するものとする。

1 理由

平成27年8月2日午前10時30分頃、幕別町新町96番地、新田の森公園において、相手方が木道を歩行中に足元の床板が経年劣化により破損したため転倒し、右坐骨を骨折する事故が発生したことから、これに対する損害額を相手方に賠償し、和解するものである。

2 損害賠償額 42,204円

3 損害賠償及び和解の相手方
帯広市在住の女性

4 損害賠償及び和解の内容

損害賠償として相手方に支払う額は、治療費、傷害慰謝料、その他治療関係費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとする。